

三ツ星会報

山梨県知事監査請求に係る監査の結果

件名	山梨県知事監査請求に係る監査の結果
件名	山梨県知事監査請求に係る監査の結果

四 次
監査請求

件名監査請求の監査結果

件名	山梨県知事監査請求に係る監査の結果

第2 請求の要旨

本件監査請求は、山梨県知事に対し、山梨県環境整備センター（以下「明野処分場」という。）に係る公金支出に関するものである。

- 財団法人山梨県環境整備事業団（以下「事業団」という。）に対して、今後、県が補助金を支出しないこと（以下「措置1」という。）
- 既に補助金として支出されてしまった15億円余に関しては、当該支出の責任者である横内正明は、当該金額相当の損害を県に与えたものであるから、知事は同人に對し、損害賠償の請求をすること（以下「措置2」という。）
- 今後、事業団に対して、県が貸付を行わないこと（以下「措置3」という。）
- 今後、事業団に対して、県が損失補償を行わないこと（以下「措置4」という。）

第3 監査結果

本件監査請求は、明野処分場に係る公金の支出や損失補償契約の締結が違法・不当であるとして、その必要な措置を求めていたと認められるが、このことについては、平成23年7月20日付けで、既に別の住民から明野処分場に係る公金の支出や損失補償契約の締結の差し止めを求める住民監査請求（以下「前回監査請求」という。）が提出され、監査委員は、監査を実施し、「県が、事業団に対し、環境整備センターに係る公金の支出及び損失補償を継続することに違法性があるということはできないから、本件に係る請求については理由がない」との監査結果を平成23年9月16日付けで通知したところである。

法第242条に定める住民監査請求については、同一事件について異なる住民から監査請求が提出された場合、「請求者が異なる以上「一事不再議」の原則を援用することはできないが、すでに行つた監査の結果に基いて、請求に係る事実がないと認めるときは、その旨請求者に通知すれば足りる」（昭和34年3月19日、自丁行発第37号）とされていいる。

本件監査請求と前回監査請求について、監査請求の対象としている財務会計上の行為が同一であるか否かについて検討を行った結果は次のとおりである。

本件監査請求において、請求人が求める請求の要旨は、前回監査請求と同じ「明野処分場」に係る公金支出に関し、是正措置を求めるものであり、措置1、措置3及び措置4に

については、同一の財務会計行為であると認められる。また、措置2については、前回監査請求時点では未だ支出されていなかつた補助金であることが認められる。

しかし、前回監査請求において請求人は、「現時点において大幅な赤字が生じている上、その後も事業団の事業運営を維持するために、県費を支出し、さらには上記損失補償を続けることは、山梨県に回復不能の損害を与えることにはからず、行政裁量権を著しく逸脱した、同裁量権の濫用であって、地方自治法2条14項、地方財政法4条1項及び廃棄物処理法3条に違反するものである」として「今後、事業団に對して県の補助金を支給しないこと」を求めており、本件監査請求において、請求人が求める措置2に係る補助金支出の差止めも含まれているものと判断される。

したがって、本件監査請求は前回監査請求と同一の財務会計行為を監査対象としているものと認められるので、本件監査請求については、改めて監査を実施せず、別添平成23年9月20日付け山梨県公報登載の住民監査請求の監査結果をもって本件住民監査請求の結果とする。

なお、本件監査請求において請求人は、請求の根拠として新たに「明野処分場に搬入されている廃棄物の大部分が県外で発生したものと考えられる」とし、明野廃棄物最終処分場問題対策協議会から提出された「明野処分場に搬入されている廃棄物についての質問」に対し、県・事業団が「明野処分場が受け入れる廃棄物は、県内の企業等や県内の中间処理業者から排出される廃棄物が対象となる」と回答したことは、「公害防止協定が締結された経緯を無視し、同協定の趣旨を曲解し、県民を愚弄するものである」また、「多額の県費を投入してこの事業を継続することは、山梨県民とは直接関係のない、県外で発生した廃棄物を処理するために、本来、県民の福祉の向上等のために使用すべき県費を使用することになる。これは明らかに目的外支出であり、法律に違反する」と主張しているものと解される。

新たな主張について、前回の監査結果等に基づき行った事実確認の結果は、次のとおりである。

明野廃棄物最終処分場に係る公害防止協定書（以下「協定書」という。）は、明野処分場の建設及び運営に關して、公害の発生を未然に防止し、地域住民の生活環境の保全を図ることを目的として、山梨県、事業団、北杜市との三者間で締結されている。協定書において、事業団が受け入れる廃棄物は、県内において排出される一般廃棄物及び産業廃棄物のうち、溶融固化した一般廃棄物焼却灰及び廃プラスチック類など12品目の産業廃棄物に限定されており、その受入基準は別に定められている。また、事業団が受け入れる廃棄物の受入基準や明野処分場に廃棄物の搬入を認める排出事業者等については、「山梨県環境整備センターに係る公害防止細目規程」（以下「細目規程」という。）に定められている。細目規程は、地域住民や専門家からなる安全管理委員会の意見を聴いた上で、定められ

ており、事業団が理立処分を行う廃棄物の受入基準として、受入廃棄物の種類、性質、形状、荷姿などが定められている。

細目規程において、事業団は、受入基準に適合する廃棄物を排出する事業者を排出事業者として、事前に委託契約を締結し、原則として委託契約を締結した排出事業者以外の搬入を認めないものとしている。

事業団は排出事業者と委託契約を締結するに際し、排出事業者から契約申込書及び廃棄物物性・安全データシートや廃棄物の特定のため必要と認める書類等の提出を求め、事前に審査を行い、県内の排出事業場から排出される廃棄物で受入基準に適合したもののみを、埋め立て処分を行う廃棄物として特定するものとしている。以上のとおり、明野処分場に係る協定書及び細目規程は、明野処分場の建設及び運営に関する、公害の発生を未然に防止し、地域住民の生活環境の保全を図ることを目的として、事業団が受け入れる廃棄物の品目及びその受入基準並びに廃棄物の搬入を認める排出事業者との契約方法等が定められているものの、事業団と委託契約を締結した排出事業者が搬入する廃棄物の発生場所を特定し制限するものとはなっていない。

また、明野処分場は、県民の生活環境の保全と本県経済の持続的な発展に資するための施設として整備されたもので、事業団は、住民代表、有識者、北杜市等で構成される安全管理委員会の意見を聞きながら、明野処分場の管理運営を行っている。

前回監査結果において「環境整備センターは公共性を有する施設であることから、環境整備センターの収支計画の再見直しを行った結果、最終収支が46億71百万円の赤字となる見通しとなったとしても、そのことをもって公共性のある環境整備センターの事業に対する公金の支出及び損失補償が公益上の必要性がないものということはできない」と判断したところである。また、県の明野処分場に対する公金の支出は、明野処分場の整備・運営事業等により生じた損失額に対して、その補てんに要する経費を補助することにより事業団の財政基盤の安定を図ることを目的としている。

なお、本件監査請求において、前回請求人と同一の70名に対する要件審査結果の写しを参考までに添付する。

(写)

山梨県知事措置請求に係る要件審査の結果

第1 請求の受付

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく山梨県職員措置請求書（以下「本件監査請求」という。）が、平成24年11月20日、北杜市A外69名（以下「請求人」という。）から提出された。

第2 請求の要旨

本件監査請求は、山梨県知事に対し、山梨県環境整備センター（以下「明野処分場」という。）に係る公金支出に関し、以下の是正措置を求めるものである。
1 財団法人山梨県環境整備事業団（以下「事業団」という。）に対して、今後、県が補助金を支出しないこと（以下「措置1」という。）
2 既に補助金として支出されてしまった15億円余に関しては、当該支出の責任者である横内正明は、当該金額相当の損害を県に与えたものであるから、知事は同人に對し、損害賠償の請求をすること（以下「措置2」という。）
3 今後、事業団に対して、県が貸付を行わないこと（以下「措置3」という。）
4 今後、事業団に対して、県が損失補償を行わないこと（以下「措置4」という。）

第3 要件審査

本件監査請求は、明野処分場に係る公金の支出や損失補償契約の締結が違法・不当であるとして、その必要な措置を求めていたと認められるが、請求人は、平成23年7月20日付けで、既に明野処分場に係る公金の支出や損失補償契約の締結の差し止めを求める住民監査請求（以下「前回監査請求」という。）を行っており、監査委員は、監査を実施し、「県が、事業団に對し、環境整備センターに係る公金の支出及び損失補償を繼續することに違法性があるということはできないから、本件に係る請求については理由がない」との監査結果を平成23年9月16日付けで通知したところである。

ところで、法第242条に定める住民監査請求については、「同条3項の規定による監査委員の監査の結果が請求人に通知された場合において、請求人たる住民は、右監査の結果に対して不服があるときは、法242条の2第1項の規定に基づき同条の2第2項1号の定める期間内に訴えを提起すべきものであり、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うこととは許されないものと解するのが相当である。所論は、先の監査請求と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求であっても、新たに違法、不当事由を追加し又は新

証拠を資料として提出する場合には、別個の監査請求として適法である旨主張するが、かかる見解は採用することができない」（昭和62年2月20日最高裁判決）とされている。
本件監査請求と前回監査請求について、監査請求の対象としている財務会計上の行為が同一であるか否かについて検討を行った結果は次のとおりである。
本件監査請求において、請求人が求める請求の要旨は、前回監査請求と同じ「明野処分場」に係る公金支出に関し、是正措置を求めるものであり、措置1、措置3及び措置4については、同一の財務会計行為であると認められる。
また、措置2については、前回監査請求時点では未だ支出されていなかつた補助金であることか認められる。
しかし、前回監査請求において請求人は、「現時点において大幅な赤字が生じている上、その赤字は、今後不可避的に大幅な増加が見込まれる。上記事実関係のもとで、県知事が、今後も事業団の事業運営を維持するために、県費を支出し、さらには上記損失補償を続けることは、山梨県に回復不能の損害を与えることにほかならず、行政裁量権を著しく逸脱した、同裁量権の濫用であって、地方自治法2条14項、地方財政法4条1項及び廃棄物処理法3条に違反するものである」として「今後、事業団に対して県の補助金を支給しないこと」を求めており、本件監査請求において、請求人が求める措置2に係る補助金支出の差し止めも含まれているものと判断される。

したがって、本件監査請求は前回監査請求と同一の財務会計行為を監査対象としているものと認められ監査請求を重ねて行うことは許されないものである。
なお、本件監査請求において請求人は、請求の根拠として新たに「明野処分場に搬入されている廃棄物の大部分が県外で発生したものと考えられる」とし、明野廃棄物最終処分場問題対策協議会から提出された「明野処分場に搬入されている廃棄物についての質問」に對し、県・事業団が「明野処分場が受け入れる廃棄物は、県内の企業等や県内の中間処理業者から排出される廃棄物が対象となる」と回答したことは、「公害防止協定が締結された経緯を無視し、同協定の趣旨を曲解し、県民を愚弄するものである」また、「多額の県費を投入してこの事業を継続することは、山梨県民とは直接関係のない、県外で発生した廃棄物を処理するために、本来、県民の福祉の向上等のために使用すべき県費を使用することになる。これは明らかに目的外支出であり、法律に違反する」と主張しているものと解される。

しかし、本件監査請求と前回監査請求は、同一の財務会計行為を監査対象としている以上、新たに違法、不当事由を追加し又は新証拠を資料として提出したとしても、別個の監査請求として適法であるとはいえない。（上記最高裁判決）

第4 審査結果

本件監査請求については、法第242条第1項に定める要件を欠き不適法であり、住民監査請求の対象とならないので却下することと決定した。
なお、前回請求人とは異なる49名に対する監査結果の写しを参考までに添付する。

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一號

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番